

豊山町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>14万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>17,800円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>14万円</u>とする。</p> <p>4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>12万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>12万円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>14,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法（昭</p>

豊山町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失をした日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯の他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 <u>19,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>9,850円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>14,775円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.7</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)</p>	<p>和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失をした日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯の他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 <u>17,300円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>8,650円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>12,975円</u></p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.8</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)</p>

豊山町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の7.4</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>	<p>第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の8.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p>
<p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,600円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p>	<p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>4,300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p>
<p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,250円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,300円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>2,650円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>3,975円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>
<p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>6,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p>	<p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>3,800円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p>
<p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,300円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>	<p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>4,200円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p>
<p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者</p>	<p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者</p>

豊山町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>14万円</u>を超える場合には、<u>14万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>12,460円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>13,790円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,895円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>10,343円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4,620円</u></p>	<p>に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>14万円</u>を超える場合には、<u>14万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>12万円</u>を超える場合には、<u>12万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が33万円を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>10,080円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,110円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,055円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>9,082円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>3,010円</u></p>

豊山町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4, 900円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2, 450円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3, 675円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4, 200円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>3, 710円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>8, 900円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9, 850円</u></p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3, 710円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1, 855円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2, 782円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2, 660円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>2, 940円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき245,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>7, 200円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8, 650円</u></p>

豊山町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(イ) 特定世帯 <u>4, 925円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7, 388円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>4, 325円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>6, 487円</u></p>
<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>3, 300円</u></p>	<p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2, 150円</u></p>
<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額</p>	<p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額</p>
<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3, 500円</u></p>	<p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>2, 650円</u></p>
<p>(イ) 特定世帯 <u>1, 750円</u></p>	<p>(イ) 特定世帯 <u>1, 325円</u></p>
<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2, 625円</u></p>	<p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1, 987円</u></p>
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>3, 000円</u></p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>1, 900円</u></p>
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>2, 650円</u></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>2, 100円</u></p>
<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき45万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>	<p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき45万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人</p>	<p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人</p>

豊山町国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>について<u>3, 560円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3, 940円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1, 970円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2, 955円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>1, 320円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1, 400円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>700円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1, 050円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>1, 200円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>1, 060円</u></p>	<p>について<u>2, 880円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3, 460円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1, 730円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2, 595円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>860円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1, 060円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>530円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>795円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について<u>760円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>840円</u></p>